

綾瀬市生活困窮者支援会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市生活困窮者支援会議の設置、組織、運営等に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 生活困窮者に対する適切な支援を図るため、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、綾瀬市生活困窮者支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 支援会議の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 生活困窮者に対する支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
- (3) その他支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第4条 支援会議は、別表に掲げる関係機関に属する者及びその他市長が必要と認める者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(総括者)

第5条 生活困窮者自立支援を主管する所属長は、構成員の中から会議を総括する者（以下「総括者」という。）を指名することができる。

2 総括者は、支援会議の進行を行う。

(支援会議の開催)

第6条 支援会議は、生活困窮者自立支援を主管する所属長が構成員を選定して招集する。

2 支援会議の開催及び支援会議の資料は非公開とする。

(意見の聴取等)

第7条 総括者は、第2条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 支援会議に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 支援会議の庶務は、生活困窮者自立支援主管課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、総括者が支援会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市生活困窮者自立支援担当職員
市役所関係課職員
社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会職員
地域包括支援センター職員
病院ソーシャルワーカー
障がい児者基幹相談支援センター職員
スクールソーシャルワーカー
介護支援専門員